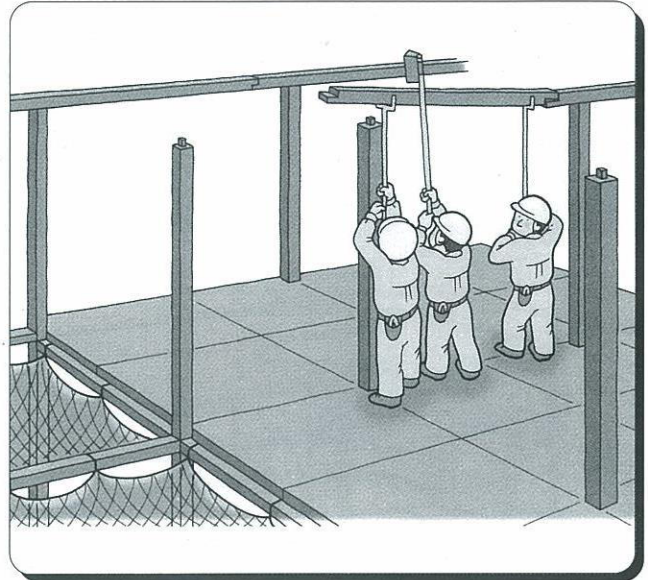


建方作業

足場先行工法で設置された足場を使用して建方作業を行う時は、次の点に留意してください。

- 1 建方作業で移動式クレーンを使用する場合は、架空電線に絶縁用防護管が設置されていることを確認するとともに、足場や架空電線との接触を防止するためオペレータと合図を徹底します。
- 2 足場の作業床に手すりを設けることが困難な場合等墜落のおそれがある場合には、建方作業に従事する労働者に安全帯を使用させます。
- 3 建築物内部への墜落を防止するため、2階梁を設置した後墜落による危険を防止するため、速やかにネットを張り、又は2階床の施工を行います。



作業に当たっての留意事項

1 連絡調整、現場巡視

職別工事業者は工務店等との連絡調整、工事現場の巡視を行います。また、工務店等は、工事現場を巡視し、足場の設置状況等工事現場の安全衛生管理状況の点検を実施します。

2 資格者による作業

- ① 高さ5m以上の足場の組立て、軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て等に係る作業主任者を選任し、直接指揮を徹底します。
- ② 移動式クレーンの運転、玉掛け等の資格を要する作業については、有資格者により適正な方法による作業の実施を徹底します。

3 保護帽の着用

高所作業に従事する労働者に対しては、墜落による危険を防止するための保護帽を着用させます。

4 安全衛生教育等の実施

- ① 工務店等は新規入場者教育の推進に努めるとともに、職別工事業者は労働者に対する継続的な教育を実施します。
- ② 工務店等は作業主任者等に、足場先行工法に係る講習会、研修等を積極的に受講させます。

本リーフレットは、厚生労働省の委託により当協会が実施している「低層住宅建築工事安全対策推進事業」の一環として作成したものです。



建設業労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 産業安全会館7階
電話 03-3453-8201(代) FAX 03-3456-2458
ホームページアドレス <http://www.kensaibou.or.jp/>